

和歌山県介護人材確保対策事業実施要綱

1 目的

この事業は、介護現場において、慢性的な人手不足等により介護人材を確保できていない現状にあるなか、県内の若年者に対し、介護に関する知識及び技術を修得する機会を創出することにより、介護現場への新規参入を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、和歌山県とし、本要綱4に定める事業を適切・効果的に遂行できる法人等に委託して実施することができるものとする。

3 準用規定

知事は、県内に所在している法人格を有しない団体について、次の各号に掲げる要件を全て満たすと認められる場合は、法人格を有する者に準じて取り扱うものとする。

- (1) 代表者及び団体の組織運営について会則が定められ、運営に関する責任関係が明確に定められていること。
- (2) 団体の会計が適切に処理されていること。
- (3) 福祉・保健分野において相当の活動実績を有し、研修事業を行うことにより福祉・保健分野における貢献が十分期待できること。

4 事業の内容

就職を希望する県内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に在籍する生徒（以下「高校生」という。）及び県内に住所を有する者であって、研修を実施する年度の末日において満16歳以上満20歳以下である者を対象に、以下のとおり、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「研修」という。）を修了させる。

- (1) 法人等は、県内の高等学校等と連携し、受講者の募集を行う。
- (2) 法人等は、和歌山県介護員養成研修事業実施要綱（平成25年制定。以下「研修事業実施要綱」という。）に基づく指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）と連携し、講義及び演習を行う。
- (3) 法人等は、県内の介護施設等と連携し、実習を行う。

5 委託事業の実施条件

法人等は次の各号を厳守し、事業を実施するものとする。

- (1) 研修の講師については、研修事業実施要綱第10（4）の要件を満たす者を選定すること。
- (2) 研修については、講義、演習及び実習を行うこと。
- (3) 研修で使用する講義室については、定員1名当たり1.65㎡以上の広さがあること。
- (4) 演習及び実習の場所については、法人等が施設等と連携し確保するものとし、演習室は1ベッド当たり11.0㎡以上の広さがあること。
- (5) ベッド及び浴槽は、受講者8名につき1台配置すること。ポータブルトイレ、車椅子及びその他消耗品等については、必要数を揃えること。
- (6) 研修時間数は130時間以上とし、年度内に終了すること。

- (7) 研修内容については研修事業実施要綱別紙第1に定めるとおりとすること。
- (8) 研修テキストについては研修事業実施要綱別紙第1の内容に合致したものを使用すること。
- (9) 法人等は、研修受講者に対し、高校生にあつては学生証により、高校生以外の者にあつては個人番号カード等により本人確認を行うこと。
- (10) 本事業の1回の定員は20名とすること。
- (11) 研修の受講料は、原則無料とすること。ただし、10時間を超える個別指導による補講等（欠席等により筆記試験を別日程で実施する場合を含む。以下「補講等」という。）が必要になった場合は、1時間につき1,100円を上限として補講等に要する費用を研修受講者から徴収することができる。この場合において、時間の計算是、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 補講等の時間は累計で算定し、その合計に1時間に満たない端数があるときは、端数を1時間として計算する。
 - イ 講義部分において、個別指導による補講を実施した場合は、レポートの添削指導により実施した補講の時間と合わせて13時間を限度として、当該個別指導に要した時間を補講等の時間から除外する。
- (12) 法人等は、研修受講者から5（11）に係る費用を徴収する場合は、研修受講者に対し費用負担額及び条件を周知し、受講申込時に同意を得ること。
- (13) 本事業に係る関係書類を事業完了の翌年度から5年間保存すること。(14) 法人等は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和5年条例第46号）に基づき実施すること。

6 委託費

1 契約当たり549,000円に、受講者数に15,400円を乗じて得た額を加算した額を上限とする。但し、講師等交通費が発生する場合には、1契約当たり99,000円を上限として交通費を加えることができるものとする。

7 申請書等の提出

- (1) この事業を受託しようとする法人等は、書類審査のため和歌山県介護人材確保対策事業事前計画書（別記第1号様式）を作成し、同様式に掲げる添付書類を添えて和歌山県知事に提出するものとする。その後、県が書類審査し適正と認める事業を選定する。
- (2) 事業の受託先に選定された法人等は、和歌山県介護人材確保対策事業実施申請書（別記第3号様式）を作成し、同様式に掲げる添付書類を添えて和歌山県知事に提出するものとする。その後、県と委託契約を締結するものとする。
- (3) 法人等は、次の各号のいずれかに変更が生じたときは、和歌山県介護人材確保対策事業変更届出書（別記第19号様式）を作成し、必要な書類を添付の上、和歌山県知事に提出するものとする。その後、県が書類審査し契約内容に変更がある場合は、変更契約を締結するものとする。
 - ①申請者の所在地、名称、代表者
 - ②受講人員（上限）

- ③研修日程
- ④研修講師
- ⑤研修講義室及び演習室
- ⑥講義の方法
- ⑦研修カリキュラム
- ⑧修了評価の方法
- ⑨筆記試験問題、解答用紙及びその模範解答集
- ⑩添削指導に関すること

8 事業実施報告書の提出

当該受託事業が完了したときは、和歌山県介護人材確保対策事業実績報告書（別記第4号様式）を作成し、同様式に掲げる添付書類を添えて和歌山県知事に提出するものとする。完了の確認検査後は請求書を県へ提出するものとする。

9 修了証明書の交付

知事は、研修事業実施要綱第14の規定に基づく評価を行い、評価基準を満たし研修の全ての課程を修了したと認められる者に限り、修了証明書及び修了証明書（携帯用）（別記第18号様式）を交付するものとする。

10 その他

上記に定める事項以外については、研修事業実施要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年6月19日から施行する。但し、別記第18号様式については、令和元年7月1日から施行する。

（委託費に関する経過措置）

- 2 令和元年9月30日までに完了する契約の上限額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。